

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年8月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中2名が欠席)

19番 村上 智弘 20番 園田 操

午後3時00分 開会

事務局

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは初めに、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

本日は、皆さんお忙しい中に、そして大変暑い中に、農業委員会総会に多くの方の出席をいただきましてありがとうございます。

先月の総会の日は大雨でした。そして梅雨があけてからは毎日のよ

うに猛暑日となっております。去年も大変暑い夏でしたが、今年も同じように暑く厳しい夏となっております。委員の皆様には、体調を崩されないようにご自愛くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画が議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますように、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には34番の谷口憲治委員と35番の北口和皇委員を、書記に事務局の立石誠信参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に議案の訂正があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今回についても訂正がありますのでよろしくお願いいたします。

まず、目次のところからということで1枚開いていただきまして、目次の第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請と、今、45件と表記しておりますこちらは、1件取り下げがっておりますので44件と訂正をお願いいたします。これに伴いまして合計数122件を121件と訂正をお願いいたします。

では、個別のものに入ってまいります。まずは12ページをお開きください。12ページの15番ですけれども、こちらの土地の表示欄、合計数が表示されておられません。追記をお願いします。「計123㎡」と合計数、一番下段のところ。「123㎡」と追加をお願いいたします。

続いて13ページになりますけれども、21番、こちら取り下げになっておりますので斜線等で対応方をお願いします。

続きまして、17ページになります。39番、譲渡人、こちらは今「中川勉」様と表記しております。こちらお亡くなりになっているということで推定相続人の方で計上されますので、こちら「北区」まで一緒です。今は「和泉町」と書いてありますが、こちらを「植木町山本1230番地（亡）中川勉」様と、「推定相続人 前田幸二 外1名」と訂正方をお願いします。

修正につきましては以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法

第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、画図町大字所島にお住まいの専業農家で、子への贈与のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米、大豆を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、北区龍田町弓削にお住まいの専業農家さんが、経営拡張のために農地を賃借される申請です。申請地には許可後は米を作付けられます。

以上、2番につきましては先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番と4番は関連で、譲受人は長嶺東三丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後、ピーマン、キュウリ、トマトを作付されます。

5番の譲受人は、戸島西七丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後、カボチャ、里芋を作付されます。

以上、3番から5番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

6番から7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

以上、2件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、6番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

8番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

9番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、いところへ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は飼料作物をつくられる計画です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

11番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は米とナスをつくられており、許可後は米とナスをつくられる予定です。

12番と13番は、耕作の便宜上交換のため所有権移転の申請です。12番の譲受人は米と施設園芸、露地野菜を栽培されており、許可後も施設園芸、露地野菜をつくられる予定です。13番の譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくられます。

14番と15番は関連で、一般法人の農業参入のための賃借権設定の申請です。賃借人は一般法人として青果物の仲介業や農業用資材の売買などをされておりますが、今回、農業参入の申請をされたものです。申請人には地区委員会に出席いただき、営農計画等を聞き取りいたしました。許可後は施設園芸のトマトをつくられる予定です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、11番から15番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

16番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。申請地を含めた耕作面積が50a未満ですが、その位置、面積、形状から見て、これに隣接する農地または採草放牧地一体として利用しな

ければ、利用することは困難と認められた場合に相当するため、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行令第6条第3項第3号の不許可の例外規定により、許可は可能と判断されます。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜をつくっており、許可後は米をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米をつくっており、許可後は米を作付けられる予定です。

19番は、おいへ贈与するための申請です。譲受人は植栽用の苗木をつくっており、許可後は苗木を作付される予定です。

20番は、経営移譲年金の受給継続のための後継者へ経営移譲の再設定をする申請です。借り人は米とクリをつくっており、許可後も米とクリを作付される予定です。

21番は、経営移譲年金受給継続のための後継者への経営移譲の再設定をする申請です。借り人は米とブドウをつくっており、許可後も米とブドウを作付される予定です。

22番は、経営移譲年金受給継続のための後継者へ経営移譲の再設定をする申請です。借り人は米と露地野菜、果樹、苗木をつくっており、許可後も米、露地野菜、果樹、苗木を作付される予定です。

23番は、経営移譲年金受給継続のための後継者へ経営移譲の再設定をする申請です。借り人は米と露地野菜をつくっており、許可後は米と露地野菜を作付される予定です。

以上8件について協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、16番から23番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

24番と25番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

24番は、後継者への経営移譲のために使用賃借権を設定される申請です。申請人はメロン、ミカン、桃をつくられる専業農家です。許可後も桃を引き続きつくられる計画です。

25番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人はスイカ、メロン、果樹をつくられる専業農家で、許可後は梅をつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、24番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

26番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は露地野菜を作付け予定です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は自家消費野菜を作付される予定です。

以上3件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、26番から28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、願います。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業用倉庫建て替えのための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するために該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、農業用倉庫1棟で妥当な面積であると思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。なお、申請地は無断で転用されており、深く反省し、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、平成28年10月20日から11月30日までの約1カ月間の予定です。

2番は、漁業者住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、漁業者住宅1棟で総事業面積348.19㎡、転用面積148㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事期間は、平成28年9月1日より平成29年3月31日までの7カ月間の予定です。

以上2件について、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

37番 角居登委員

37番委員。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、農家住宅の建て替え及び進入用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅700㎡、進入用道路46

m²で、妥当な面積と判断されます。なお、現在建っております住宅は昭和35年に無許可で建築されたものであり、このことについては始末書の提出がっております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成28年9月15日から平成29年3月14日の6カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、ポンプ倉庫、物置、駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。申請人は相続により農地を取得していますが、亡父が平成5年に転用許可を得て建築した借家4軒と隣接した今回の申請地を、ポンプ倉庫、物置、駐車場に転用申請するものです。ただ、当時転用許可を得ず転用してしまっており、深く反省され、始末書の提出を受けております。土地利用計画は、ポンプ倉庫、物置、駐車場3台分で、妥当な面積と思われれます。また、排水同意、隣接同意は得ております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

1 3 番 緒方一臣委員

1 3 番委員です。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、農家住宅建築のための転用申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある農地で1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため、不許可の例外に該当していると思われます。残高証明、排水同意など、必要書類は添付されています。また、土地改良区から転用申請に対して問題ない旨の意見書も添付されており、転用規模も適正なものと判断され、工期は9 月1 日から平成2 9 年5 月3 1 日を計画されており、問題ないものと思われます。

以上、さきの地区委員会にて現地調査を行い協議、検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、5 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6 番。

2 2 番 園川良二委員

2 2 番委員、園川です。

6 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6 番は、植林のための転用申請です。農地区分は、1 0 h a 未満の生産性の低い小集団規模の農地で第2 種農地と判断されます。事業計画は、既に山林化しており資金計画はありません。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。排水同意も得てあります。なお、通作のための道路がなく、高齢化のため農地としての利用が困難となり、管理が不十分だったため雑竹木が繁茂してしまったとして、反省している旨の始末書が提出されています。

以上1 件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、
44件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基
準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、パン・菓子製造販売業を営む法人が、農地の一部を賃借し
駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生
産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。現在営業してい
る事業所が、事業拡張により配送機会の多い熊本市東部地区に、条件
の整った申請地を選定したものです。土地利用計画は、トラック駐車
場15台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断
しました。計画を賄う資金証明、排水計画、被害防除などは問題あり
ません。工事完了は平成28年9月30日までの予定で、許可後は速
やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討
したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満た
しているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いい
たします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から22番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご
報告いたします。

2番から12番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有
権移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接す

る10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地12筆、計15,919㎡及び他地目4,407㎡を合わせた20,326㎡に、建売住宅57棟と公園等を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年7月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。この案件につきましては先月からの継続審議ですが、申請地について全体の整備された経過報告等もなされており、何ら問題ないものとの協議結果でございました。

13番から16番は関連で、宅地建物取引業を営む法人が、農地を取得し建て売り住宅及び公衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道であり500m以内に2つの教育施設があることから、第3種農地の混在地と判断されます。第1種農地については原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、他地目4,735.06㎡を合わせた計8,026.06㎡に、建売住宅26棟及び道路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等については問題ありません。開発許可につきましては、集落内開発制度指定区域内であり同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年8月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

17番は、建築業を営む法人が、農地を取得し貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、付近にある施設、学校、病院、社会福祉施設等の貸し駐車場80台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等については問題ありません。工事完了は平成28年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、18番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地を取得し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。申請地につきましては、法人が事業計画をしている建売分譲地近くに建築資材置き場が必要となったため、条件が整った申請地を選定されました。土地利用

計画は、砕石置場、コンクリート製品置場、小型工事車両置場等として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

19番は、不動産の売買を営む法人が、農地を取得し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域にある第2種農地と判断されます。周辺地域には法人により建売分譲の事業が展開されており、建築資材置場が必要となったため条件の整った申請地を利用するものです。土地利用計画は、砕石置場、パイプ置場、型枠置場、重機車両等置場等として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年9月30日までの予定で、完了後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

20番は、不動産の売買等を営む法人が、農地を取得し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建売住宅9棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年6月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

21番は取り下げになっております。

22番は、農地を取得し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内で、上下水道管が埋設される道路の沿道で500m以内に2つの教育施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目133.16㎡と合わせた231.16㎡に個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり同時に手続中であることを確認しております。

以上2番から22番まで、21番は取り下げですが、その他につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から22番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、2番から12番は、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。また、13番と16番も、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することといたします。21番は取り下げでございます。あとは異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、23番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

23番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、法人が農地を賃借し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積547㎡に職員並びに利用者等の駐車場18台分として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年9月1日から平成28年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積496㎡に個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年9月1日から平成29年9月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

25番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積208㎡に個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年9月1日から平成29年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手される

ことを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より23番から25番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

26番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

26番は、個人住宅への転用申請です。申請者は現在、実家でご両親と同居されていますが、手狭なため子供の成長を考え、実家近くに住宅を建設されるものです。農地区分は、住宅が混在する広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、123㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され平成29年3月下旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

27番から28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、所有権移転による公衆用道路拡張のための転用許可申請です。申請人は法人で、対向地の建売住宅建設に伴う前面道路の隅切りを拡張するものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積911.68㎡のうち転用面積7.18㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの7カ月間の予定です。

28番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6カ月間の予定です。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、27番から28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、29番。

37番 角居登委員

37番委員。

29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は、賃借権設定による駐車場建設のための転用許可申請です。賃借人は、今月開設した介護老人福祉施設の来所者及び職員用の駐車場が必要になるため、転用を計画されたものです。申請地の農地区分は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。

甲種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外に該当すると判断いたしました。土地利用計画は、田1筆1,814㎡に車60台が駐車可能で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、被害防除等においても問題ありません。工事計画は、平成28年9月1日から10月31日までの2カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

30番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積111.469㎡で、なお、転用面積に道路後退部分17.30㎡が含まれており、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課への事前審査の回答書が添付されています。工事期間は、平成28年9月10日から平成29年7月31日までの11カ月です。

31番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積69.56㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の回答書が添付されています。工事計

画は、平成28年9月1日から平成29年7月31日まで、約11カ月です。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、30番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、32番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

32番から38番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番と33番は関連で、所有権移転による建売住宅の転用許可申請です。需要が高く住環境にすぐれているため選定されたもので、農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て住宅8棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査の申請中とのことです。工事計画は、平成28年10月1日から平成30年8月31日までの1年11カ月の予定です。

34番は、所有権移転のうえで貸し駐車場にするための転用許可申請です。申請地は、交通の利便性が高く需要が見込めるため選定されたもので、農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、通路を含めトラック6台分の駐車場で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年12月1日から平成29年12月31日までの1年2カ月の予定です。

35番は、所有権移転のうえで貸し駐車場にするための転用許可申請です。申請地は、交通の利便性が高く需要が見込まれるため選定されたもので、農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続し

て設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、駐車場20台分で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年11月1日から平成29年12月31日までの1年2カ月の予定です。

36番は、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。申請地は、譲受人である会社の経営する畜舎のための従業員駐車場として計画されたものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、従業員駐車場15台分と法面など、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただ、許可を得る前に整地してしまったことについて深く反省され、始末書の提出を受けています。工事計画は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの7カ月の予定です。

37番は、所有権移転による太陽光発電設備のための転用許可申請です。申請地は、譲受人である会社が既に設置している太陽光発電設備の増設分として計画されたものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル42枚で発電容量は11.1kw相当で、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの7カ月の予定です。

38番は、所有権移転による農業用資材置き場のための転用許可申請です。申請地は、譲受人である会社の経営する畜舎の向かいにあり、輸送の面など交通の便が良かったため選定されました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、飼料置場及び駐車場で、トレーラーなど大型車両3台、トラックなど中型車両5台分を計画、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただ、許可を得る前に整地してしまったことについて深く反省され、始末書の提出を受けています。工事計画は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までの7カ月の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、32番から38番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、39番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

39番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

39番は、農産物の集出荷施設及び農業資材並びに車両置場への使用貸借権設定による転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設への転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われる。既に農産物出荷用の冷蔵庫を設置されており、農地法の許可が必要と知らず設置したことを深く反省されており、顛末書が添付されています。隣接農地の同意を得、排水同意書の添付があり、土地は現状のまま利用されるため資金は不要です。転用規模も適正なものと判断されます。

以上、さきの地区委員会にて現地調査を行い協議、検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま、39番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、40番。

22番 園川良二委員

22番委員、園川です。

40番から45番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

40番は、所有権移転による農家住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の生産性の高い良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、計画地は集落に接続しており、不許可の例外に該当すると思われます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、木造2階建て106.83㎡
1棟で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、

被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事完了は平成29年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

41番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅109.10㎡ 1棟で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事完了は平成29年9月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議もなされております。

42番は、所有権移転による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画については、発電施設と管理通路などで、転用面積は適正なものと思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、資金計画、九電通知、排水同意等もそろっており、工事は許可後、平成29年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

43番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設等が複数あることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建ての個人住宅106.82㎡ 1棟と公衆用道路3.20㎡で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事完了は平成29年1月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議もなされております。

44番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設等が複数あることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建ての個人住宅111.78㎡ 1棟と公衆用道路3.68㎡で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事完了は平成29年1月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議もなされております。

45番は、使用貸借による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、木造平屋建ての個人住宅112.62㎡、1棟と公衆用道路5.04㎡で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事完了は平成29年3月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議もなされております。

以上6件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、40番から45番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から4番までの合計4件で、1番と2番が公社への売り渡し、3番と4番が相対による売買です。面積は、4件合わせまして、田10,915㎡、畑2,200㎡の、合計13,115㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの5番から25ページの21番までで、貸手17名、借手15名の件数17件です。契約期間別では、6年未満が5件、6年以上10年未満が1件、10年以上が11件で、面積は17件合わせまして、田33,725㎡、畑24,693㎡の、合計58,418㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、露地野菜、果樹、大豆です。

次に、再設定分です。明細25ページの22番から29ページの

34番までで、貸手13名、借手7名の件数13件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が8件で、面積は13件合わせまして、田26,528㎡、畑2,942㎡の、合計29,470㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用賃借権、利用内容といたしましては水稻、飼料作物、果樹です。

続きまして、第5号議案です。

30ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細31ページの1番から34ページの9番までで、貸手9名の件数10件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が6件の件数9件です。面積は9件合わせまして、田のみの27,600㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのこととございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　黄色の用紙に報告事項を掲載しております。1番から9番まで報告事項があります。合計しまして93件の案件が上がっております。

報告事項の説明については以上です。

議長 　　次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することと決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 1 5 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年8月8日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 谷 口 憲 治

署名委員 北 口 和 皇

書 記 立 石 誠 信